

**令和 9 年度観光学部研究生
前 期 / 年 間 / 後 期 研 究 生 募 集 要 項**

I. 募集内容

1. 募集人員

若干名

2. 研究期間

研究期間は 1 年以内です。

ただし、研究の必要により研究期間終了の 1 か月前までに所定の手続により研究期間の延長を
願い出て許可された場合は、通算の研究期間が 2 年以内まで（半期又は年間）の延長をすること
ができます。

前期研究生：令和 9 年 4 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日

年間研究生：令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

後期研究生：令和 9 年 10 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

3. 研究期間中の学修

- (1) 研究生とは、本学において特定の専門事項について研究することを希望する者を選考の上、
入学を認めるものです。研究生になると、本学の図書館や学術情報センターのコンピュータ
など、本学の施設を利用することができます。
- (2) 研究生は単位を取得することはできません。
- (3) 研究期間終了の 1 ヶ月前までに研究報告書を提出し、合格と認定されれば、願い出により研
究証明書を発行します。
- (4) 研究生は、大学に来たときには出席簿に署名してもらいます。（通学定期は購入できません。）
- (5) 留学生については、入国管理局より出席状況を確認されることがあります。

4. 指導教員

教 授 大浦 由美	准教授 Abhik Chakraborty
教 授 木川 剛志	准教授 Husna Zainal Abidin
教 授 北村 元成	講 師 遠藤 理一
教 授 佐々木 壮太郎	講 師 佐々木 啓
教 授 竹林 明	講 師 鍋倉 咲希
教 授 竹林 浩志	
教 授 出口 竜也	
教 授 Adam Doering	
教 授 堀田 祐三子	
教 授 八島 雄士	
教 授 吉田 道代	

※各教員の研究分野については

https://www.wakayama-u.ac.jp/tourism/teacher_tourism/post_301.html をご覧ください。

※指導教員が変更になる場合があります。事前にお問合せください。

※出願に先立ち、研究を希望する指導教員との研究内容についての事前相談が必要です。

II. 出願資格

(1)～(3)のいずれかに該当する者。ただし、外国人留学生の場合は、更に(4)の条件を満たすこと。

- (1) 大学、短期大学及び高等専門学校を卒業した者、又は研究期間開始前日までに卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者、又は入学日までに修了見込みの者
- (3) 当該研究題目の研究をするに十分な学力を有すると本学が認めた者
- (4) 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験 (JLPT) において、CEFR レベル B2 以上と認められる成績を修めていること。(注 1～2)

(注 1) 成績は、出願期間締切日よりさかのぼって 2 年以内に受験したものを有効とします。

(注 2) 日本語能力試験 (JLPT) の総合得点と CEFR レベルの対応については、日本語能力試験 (JLPT) の公式ウェブサイトを参照してください。なお、CEFR レベル参考表示導入以前に実施された試験結果についても、公式に示されている整理に基づいて取り扱います。

III. 出願書類等

出 願 書 類 等	注 意 事 項 等
研究生願書 (本学所定用紙)	
研究計画書 (本学所定用紙)	
履歴書(本学所定用紙)	写真欄に写真を貼付してください。
最終学校の卒業(修了) 証明書又は卒業(修了) 見込証明書	英語以外の外国語で作成されている場合、日本語又は英語に翻訳し、その内容が原本と相違ないことを大使館等で証明を受けたものを証明書原本に添付してください。(証明書提出の注意事項)、(日本語又は英語以外の外国語の翻訳証明書について)を確認の上、提出してください。 ※卒業(修了)見込み者は、入学手続き時に卒業証明書を必ず提出してください。 ※外国の大学を卒業した者は、卒業証書の写し、学位証書の写しを併せて提出してください。
最終学校の成績証明書	成績証明書で、科目名、成績評価等が符号又は略字等により表示されている場合は、その説明書を添付してください。 英語以外の外国語で作成されている場合、日本語又は英語に翻訳し、その内容が原本と相違ないことを大使館等で証明を受けたものを証明書原本に添付してください。(証明書提出の注意事項)、(日本語又は英語以外の外国語の翻訳証明書について)を確認の上、提出してください。
日本語能力を証明するもの (外国人出願者のみ)	公益財団法人日本国際教育支援協会が発行する「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」
入学検定料	9,800 円 所定の用紙「振込依頼書」により金融機関の窓口で振込により納入してください。 ※不合格の場合も返還されません。
返信用封筒 (判定結果送付用)	角形 2 号の封筒に住所、氏名、郵便番号を明記の上、530 円分手を貼付してください。出願までに郵便料金が改訂された場合は、定形外、100 g、簡易書留の改訂後の郵便料金の切手を貼付してください。出願後に郵便料金が改訂された場合は、ゆうばっく着払いで発送いた

	します。記載した住所を変更したときは直ちに届け出てください。 ※海外からの出願は認めません。
在留カード又は パスポートのコピー	在留カードの交付を受けている者は、カードの表面と裏面のコピーを提出してください。 在留カードの交付を受けていない者は、パスポートのコピー（国籍、氏名等が記載されたページと在留資格・在留期間等が記載されたページ）を提出してください。
入学検定料納入確認票 （本学所定用紙）	入学検定料を納入した際に、金融機関から交付される振込金受付証明書（C票）を所定の欄に貼付すること。

（出願上の注意事項）

- ・ 出願書類（「コピー」と指定していないもの）はすべて原本とし、コピーは認めません。
- ・ 「在留カード又はパスポートのコピー」を提出する場合は、必要に応じ原本の提示を求める場合があります。
- ・ 出願期間内に、出願書類が到着しない場合及び出願書類に不備、不足がある場合は受付が完了しません。
- ・ 研究生願書、研究計画書、履歴書等の記載事項を訂正する時は、誤記部分を2本線で抹消しその上に訂正印を押印してください。修正液類の使用や紙面の削り取り等はしないでください。
- ・ 既納の入学検定料及び受付された出願書類は返還しません。
- ・ 出願書類等に虚偽の記載や詐称があることが判明した場合は、入学（期間延長）後であっても入学（期間延長）許可を取り消すことがあります。
- ・ 出願書類に記入する文字は黒のボールペン書き（摩擦等の温度変化で筆跡が透明化するボールペンは使用不可）とし、楷書で正確に記入してください。
- ・ 研究生として入学を許可された後、研究生として不適当と認められる行為があったとき又は所定の期日までに授業料を納めない者は、除籍処分にする場合があります。
- ・ 外国人留学生で研究生の場合、在留資格「留学」の基準において一週間につき10時間以上授業を聴講する必要があります。一週間につき10時間以上とは1回の授業が90分ですので7科目以上（630分）の聴講が必要ということになりますのでご注意ください。

（証明書提出の注意事項）

- 証明書等は、「原本証明された写」と指示がない限り全て原本を提出してください。
- 証明書等は、学校長又は機関の長の作成したものを提出してください。（学校長又は機関の長の公印あるいは直筆のサインか、学校又は機関の公印あるいはオフィシャルシールのいずれかがあるもののことです。学校や機関のレターヘッド等のテンプレートのみでは書類不備となります。）。
- 成績証明書で、科目名、成績評価等が符号又は略字等で表示されている場合は、その説明書を添付してください。
- 改姓名等により現在の氏名と書類の氏名が異なる場合は、公的機関が発行した書類の写を添付してください。
- 証明書等の学校長又は機関の長の公印あるいは直筆のサイン又は学校又は機関の公印あるいはオフィシャルシールが、複製できない用紙ではなく普通の用紙に印影印刷されている場合は受理しません。
- 証明書等が2枚以上にわたる場合の証明印等は、以下のいずれかがなければ原本であるとは認められません。両面印刷の書類は、いずれか片方の面に押印されていれば認めます。

- ① 学校長又は機関の長の公印あるいは直筆のサインか、学校又は機関の公印あるいはオフィシャルシールのいずれかがすべての紙にある。
- ② 書類がホッチキス等で綴じられている場合は、証明書の押印等（複数枚のうちの1枚）に加えてホッチキス等で綴じられた書類の綴じ目の全てに証明書の押印等と同じ割印があること。
- ③ 袋とじの場合は、証明書の押印等（複数枚のうちの1枚）に加えて袋とじの表面と裏面にある帯と書類の間にそれぞれ証明書の押印等と同じ割印があること。

（発行機関から証明書が原本1部のみしか発行されない場合）

- 証明書等は、「原本証明された写」と指示がない限り**全て原本**を提出してください。**発行機関から証明書が原本1部のみしか発行されない場合は、原本に代えて「原本証明された写」を提出してください。**原本の写しであることの証明は大使館、領事館、出身学校、原本の証明書発行機関、公証役場、教育行政を所管する公的機関（Ministry of Education 等）で受けてください。翻訳会社は「原本証明を行う機関」ではありません。
- 「原本証明された写」には、原本証明を行った出身学校長又は機関の長の公印あるいは直筆のサインか、出身学校又は機関の公印あるいはオフィシャルシールのいずれかがなければいけません。
- 「原本証明された写」には、「この写しが原本と相違ないことを証明します。」等の記載がなければいけません。
- 「原本証明された写」が2枚以上にわたる場合の原本証明の押印等は、以下のいずれかがなければ「原本証明された写」とは認められません。両面印刷の書類は、いずれか片方の面に押印されていれば認めます。
 - ① 学校長又は機関の長の公印あるいは直筆のサインか、学校又は機関の公印あるいはオフィシャルシールのいずれかがすべての紙にある。
 - ② 書類がホッチキス等で綴じられている場合は、原本証明の押印等（複数枚のうちの1枚）に加えてホッチキス等で綴じられた書類の綴じ目の全てに原本証明された押印等と同じ割印があること。
 - ③ 袋とじの場合は、原本証明の押印等（複数枚のうちの1枚）に加えて袋とじの表面と裏面にある帯と書類の間にそれぞれ原本証明された押印等と同じ割印があること。
- 「原本証明された写」と指示がある場合でも必要に応じ原本の提示を求める場合があります。

（日本語又は英語以外の外国語の翻訳証明書について）

- 証明書等が英語以外の外国語で作成されている場合、日本語又は英語に翻訳し、その内容が原本と相違ないことを以下のいずれかの方法により大使館等で証明を受けたものに加えて、翻訳元となった証明書原本を提出してください。日本語又は英語以外の証明書を翻訳し、原本と相違ないことを示す印鑑の中の文字が日本語又は英語以外である場合、その印鑑のそばに翻訳者が直筆で翻訳文を書き、その横に翻訳者の署名を入れてください。
 - ① 大使館、領事館、学校で翻訳証明する。**学校長又は機関の長名で翻訳証明してください**（翻訳証明を行った学校長又は機関の長の公印又は直筆のサイン、学校又は機関の公印あるいはオフィシャルシールのいずれかがあるもののことです。）。翻訳証明は大使館、領事館、学校で行う必要がありますが、翻訳者の身分は問いません。
 - ② 公証人、弁護士等、公的に認められている法律関係有資格者又は翻訳関係公的資格者（いずれも公印捺印のこと）により翻訳証明する。この場合は、翻訳証明を行った者の公的資格を確認する書類も提出してください。公的資格を確認する書類には、証明する

機関等の公印、サイン、オフィシャルシールのいずれかが必要です。

- 翻訳証明書が2枚以上にわたる場合の翻訳証明の押印等は、「原本証明された写」が2枚以上にわたる場合の原本証明の押印等の場合と同様です。

IV. 出願期間及び提出先

区 分	前期・年間研究生	後期研究生
日本国内在住者	令和9年1月4日～1月6日	令和9年6月7日～6月10日
外国在住者	(募集しません)	(募集しません)

- ・受付時間は9時から15時まで(12時から13時は除く)です。※土曜・日曜・祝日は除きます。
- ・郵送の場合は、「学部研究生出願書類在中」と封筒の表に朱書し、一括して必ず「速達・書留」で送付してください(出願期間最終日の受付時間内に必着のこと)。

出願書類等の提出(送付)先・問合せ先

〒640-8510 和歌山市栄谷 930 番地

和歌山大学学務課観光学部係(学生センター) TEL 073-457-8542 FAX 073-457-7800

V. 選考方法

- ・書類審査及び面接試験を行います。

面接日時等は希望する指導教員と調整の上、実施します。

VI. 選考結果の通知

発送日

区 分	前期・年間研究生	後期研究生
日本国内在住者	令和9年2月26日	令和9年7月30日
外国在住者	(募集しません)	(募集しません)

志願者には同日中に選考結果を発送します。電話等による問合せには一切応じません。

VII. 入学手続等

1. 入学手続

- ・合格者には、入学手続書類を選考結果通知書に同封して郵送します。
- ・入学手続期間は、前期・年間研究生が令和9年3月16日(火)から令和9年3月17日(水)、後期研究生が令和9年8月31日(火)から令和9年9月3日(金)です。
- ・受付時間は9時から15時まで(12時から13時は除く)です。※土曜・日曜・祝日は除きます。
- ・入学手続期間中に入学手続を完了しない場合は、本学への入学を辞退したものとして取り扱います。
なお、日本国籍がなく日本国の永住許可を得ていない者は、入学手続時に、「在留資格及び在留期間」を確認します。在留カード及びパスポートを提示してください。
- ・出願時に卒業(修了)見込みの者は、入学手続時に卒業(修了)証明書を必ず提出してください。
※在留資格の手続はご自身で行ってください。大学では行いません。

2. 入学料及び授業料

入学料 84,600円・・・入学手続期間中に支払ってください。

授業料 346,800円(半期 173,400円)・・・各学期開始1ヶ月以内に支払ってください。

- ・ 入学料及び授業料を振込む際、別途手数料が必要です。詳細については、入学手続書類に記載します。
- ・ 上記記載の金額は、令和 8 年度のものです。

VIII. 研究期間の延長

研究期間延長の願出は、**研究期間終了の 1 か月前までに**必要書類を観光学部係（学生センター）に提出してください。

IX. その他

奨学金や補助金の受給、在留資格の都合等により、早期の受け入れ許可を必要とする場合は、事前にご相談ください。

観光学部に正規生として入学するためには、本学部が別に行う入学試験に合格する必要があります。研究生として入学することにより、正規生での受入れを保証されるものではありません。大学院観光学研究科に正規生として入学をする場合も同様です。